

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事 務 所 通 信

10
2026

発行：**はっとり社会保険労務士事務所**
〒635-0015　大和高田市幸町 3-3-211
TEL/FAX(0745)61-4284　Email:h-chan@leto.eonet.ne.jp

要確認　時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導が見直されました！

「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（いずれも、令和 8 年 7 月閣議決定）に示された方針を踏まえ、令和 8 年 9 月 1 日から、全国の働き方改革推進支援センター及び労働基準監督署において、次のような取り組みを行うこととされました。

令和8年9月からの時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導が見直しの概要

1．36 協定の締結等に関する相談・支援の充実

全国の働き方改革推進支援センターに、36 協定や特別条項の締結や柔軟な労働時間制度の活用を支援する「**専門相談窓口**」を設ける。

また、働き方改革推進支援センターと労働基準監督署(労働時間相談・支援班）とのチームにより、36 協定や特別条項の締結に関するアウトリーチ型の**訪問支援**を行う。

さらに、よろず支援拠点や商工会議所等との連携を強化し、労務相談のみならず、経営課題の相談にも対応できるような体制を構築する。

2．労働基準監督署における対応の見直し

時間外・休日労働時間数のみに着目して**1か月 45 時間以内への削減を求める一律の指導を見直し、36 協定で定める健康及び福祉を確保するための措置の実施状況を重点的に確認し、確認した状況に応じた必要な指導を行う**こととする。

なお、個々の事業場の実態を踏まえて、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行う。

★ 36 協定の締結等に関する相談・支援に関しては、相談窓口やサポート内容に関するリーフレットが公表されています。ご覧になりたいときは、気軽にお声掛けください。

労働基準監督署における対応の見直しについては、まだ手探り状態にあると思いますが、厚生労働大臣は、「今回の見直しについて、時間外労働の上限規制そのものを変更するものではなく、これまで以上に事業場の実態や健康福祉確保措置の状況を踏まえた監督指導を行うためのものです」などとコメントしています。企業としては、各事業場において、36 協定で定める健康福祉確保措置がきちんと実施されているかどうかを再確認しておく必要があるでしょう。

重要・必ずチェック　「令和8年分 年末調整のしかた」を公表(国税庁）

国税庁から、「令和 8 年分 年末調整のしかた」が公表されました。変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和 8 年分 年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。

「令和 8 年分 年末調整のしかた」のトップページ

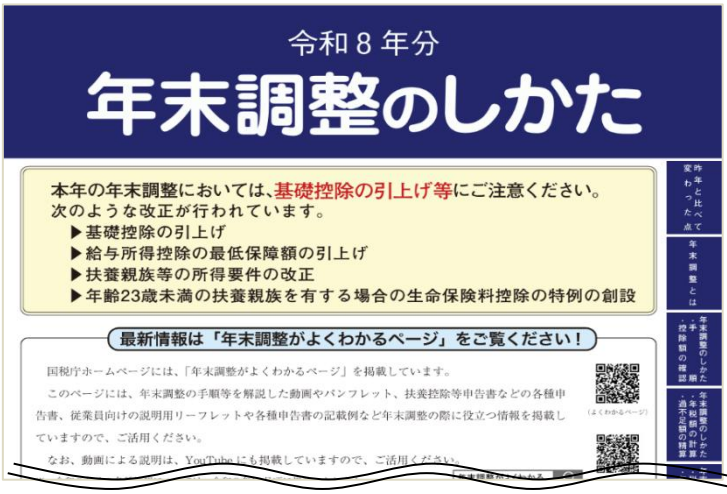

トップページにも書かれていますが、本年の年末調整においては、基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、扶養親族等の所得要件の改正にご注意ください！　昨年分に続き、本年分においても改正が行われます。また、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設にも注意が必要です。

★「令和 8 年分 年末調整のしかた」のほか、「令和 8 年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」も公表されています。

重要改正　令和8年度の地域別最低賃金の改定状況―すべての都道府県で出揃う！

令和８年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。これによると、中央最低賃金審議会が示した目安額を超える改定が 47 都道府県中 33 府県で答申されており、全国加重平均額も、目安額として示された 1,176 円を１円上回る「1,177 円」となっています。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

令和8年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額（　）は前年度	発効年月日※	都道府県名	最低賃金時間額（　）は前年度	発効年月日※
北海道	1131 円(1075 円)	令和８年 10 月１日	滋賀	1136 円(1080 円)	令和８年 10 月３日
千葉	1195 円(1140 円)	令和８年 10 月１日	京都	1180 円(1122 円)	令和８年 11 月 16 日
東京	1280 円(1226 円)	令和８年 10 月１日	大阪	1231 円(1177 円)	令和８年 10 月１日
神奈川	1279 円(1225 円)	令和８年 10 月１日	兵庫	1172 円(1116 円)	令和８年 10 月１日
愛知	1195 円(1140 円)	令和８年 10 月１日	奈良	1107 円(1051 円)	令和８年 10 月４日
三重	1143 円(1087 円)	令和８年 10 月１日	和歌山	1101 円(1045 円)	令和８年 10 月３日

□ は改定あり
（すべての都道府県で改定）

※　発効年月日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性があります。

施行済みの改正　短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度（保険料調整制度）が始まります

いわゆる令和７年年金制度改正法の附則において、短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度（保険料調整制度）が設けられ、令和８年 10 月１日から施行されることになりました。

日本年金機構から、従業員 50 人以下の事業主の皆さまに向けて、この制度を周知するためのチラシが公表されていますので、確認しておきましょう。

保険料調整制度 ＞ どのような制度ですか？（日本年金機構のチラシから抜粋）

どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算３年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。

月収8．8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※このチラシにおける保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額とは異なります。

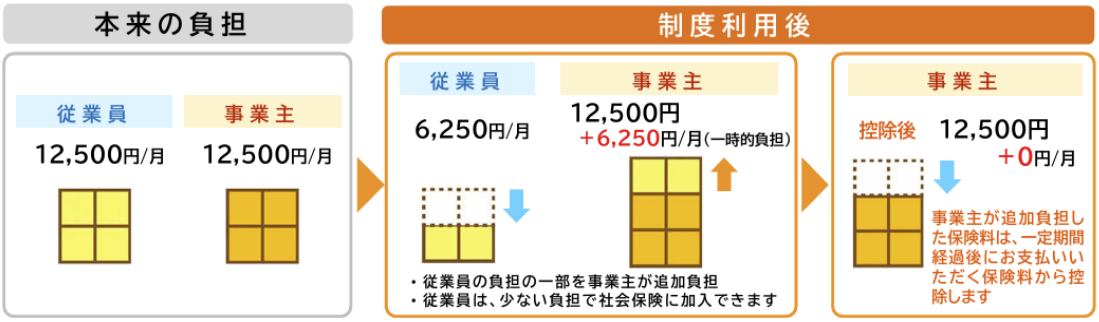

従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用３年目は割合が半減します。

月収(円)（標準報酬月額）	9.3万未満（8.8万以下）	9.3万～10.1万未満（9.8万）	10.1万～10.7万未満（10.4万）	10.7万～11.4万未満（11万）	11.4万～12.2万未満（11.8万）	12.2万～13万未満（12.6万）
従業員:事業主(1･2年目)	25:75	30:70	36:64	41:59	45:55	48:52
従業員:事業主(3年目)	37.5:62.5	40:60	43:57	45. 5:54.5	47.5:52.5	49:51

※この制度は、令和８年10月１日に施行されますが、必要性が増してくるのは、特定適用事業所の事業規模要件の段階的な引き下げが開始される令和９年10月１日以降になると思われます。

お仕事カレンダー 10月



10 / 13
- ９月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11 / 2
- ９月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- ８月決算法人の確定申告と納税・2027 年２月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業４日未満の７月～９月分）
- 労働保険料の納付（延納第２期分）